

保険業法の一部を改正する法律（令和 7 年 5 月 30 日成立）及び改正監督指針（令和 7 年 8 月 28 日公表）の解説

金融ニューズレター

2025 年 9 月 24 日号

執筆者:

忍田 卓也

t.oshida@nishimura.com

山本 光洋

aki.yamamoto@nishimura.com

山縣 諒

r.yamagata@nishimura.com

上田 真嗣

m.ueda@nishimura.com

相澤 夏希

n.aizawa@nishimura.com

目次

- I 改正の概要
- II 顧客本位の業務運営の観点からの改正点
- III 健全な競争環境の実現の観点からの改正点

I 改正の概要

損害保険業をめぐるのは、昨今の保険金不正請求事案¹と保険料調整行為事案²を契機に、顧客本位の業務運営の徹底及び健全な競争環境の実現の観点から、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（以下、令和 6 年 6 月 25 日付の有識者会議報告書を「有識者会議報告書」という。）及び「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」（以下、令和 6 年 12 月 25 日付のワーキング・グループの報告書を「WG 報告書」といい、有識者会議報告書と併せて「報告書等」という。）において議論がなされてきた。これらの議論を踏まえ、保険業法の一部を改正する法律案が、2025 年 3 月 7 日に第 217 回国会に提出され、審議の結果 2025 年 5 月 30 日に成立した（以下「改正保険業法」という。）。

¹ 中古車販売店、自動車修理工場及び保険代理店を兼業していた株式会社ビッグモーターが、自動車修理工場として不正行為を行い、保険金を過大に請求していた等の問題が発覚した事案。一部の損害保険会社においては、保険代理店としての同社による保険契約の取扱件数等を過度に重視していたことから、不適切な査定の簡略化や入庫紹介を行い、同社の不正請求を助長させていたほか、保険代理店としての同社に対する損害保険会社による実効的な教育・管理・指導が実質的に機能していなかったと指摘されている（有識者会議報告書 3 頁）。これを受けて、令和 5 年 11 月、関東財務局は、保険業法第 307 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、株式会社ビッグモーターの損害保険代理店としての登録を取り消し（https://lfb.mof.go.jp/kantou/kinyuu/pagekt_cnt_20231120001.html）、金融庁は令和 6 年 1 月、損害保険ジャパン株式会社及び S O M P O ホールディングス株式会社に対し、保険業法第 132 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出した（<https://www.fsa.go.jp/news/r5/hoken/20240125/20240125.html>）。

² 共同保険の組成過程において、複数の損害保険会社が入札前に保険料の事前調整を行うといった、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）に抵触するおそれのある行為が幅広く行われていたと指摘されている事案（有識者会議報告書 3 頁）。これを受けて、金融庁は令和 5 年 12 月、大手損害保険会社 4 社に対し保険業法第 132 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出した（<https://www.fsa.go.jp/news/r5/hoken/20231226/20231226.html>）。

まず、保険金不正請求事案の再発防止に関連した改正として、顧客本位の業務運営を徹底する観点から、損害保険代理店のうち複数の保険会社の商品を扱う形態（乗合代理店）の代理店であって、特に規模が大きいもの（特定大規模乗合損害保険代理店）³に対して一定の体制整備を義務づけた。かかる体制整備の内容として、①自動車修理業などを兼業している場合に保険金の支払いに不当な影響を及ぼさないよう兼業業務を適切に監視するための体制整備、②営業所毎の法令等遵守責任者、本店等における統括責任者の設置、③苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な体制整備等が掲げられている。

さらに、保険会社等に対しても、自動車修理業などを兼業している特定保険募集人に関連して、顧客の利益が不当に害されないよう、業務の適切な管理その他の必要な体制整備を義務づけた。今後、内閣府令において、保険金支払管理の適切性確保の観点から兼業業務に係る損害保険代理店の体制整備状況の監視や、保険金支払管理部门と営業部門との適切な分離などが規定される予定である。

次に、保険料調整行為事案の再発防止に関連した改正として、健全な競争環境を実現する観点から、保険会社等から保険契約者等への過度な便宜供与を禁止するため、以下のような改正がなされた。すなわち、改正前保険業法では、保険会社や保険募集人が、保険契約者又は被保険者に対して保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を行うことを禁止しているところ、保険契約者又は被保険者だけではなくこれらと密接な関係を有する者への行為も禁止されることとなった。また、禁止される行為には、取引上の社会通念に照らし相当であると認められない物品の購入や役務の提供（いわゆる便宜供与）も含まれることとなった。

さらに、保険の販売面での競争を促進する観点から、保険仲立人に対する規制を改正し、供託金の最低金額の引き下げ等による規制緩和を図る一方、保険仲立人に対して不詳事件に関する届出義務を課す予定である。

改正保険業法は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行される⁴。

加えて、金融庁は、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部を改正すべく、2025 年 5 月 12 日に改正案をパブリックコメントに付していたところ、かかるパブリックコメントの結果（以下「パブコメ」という。）及び監督指針の改正内容が 2025 年 8 月 28 日に公表された（以下「改正監督指針」という）⁵⁶。改正監督指針では、損害保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保、保険募集人の体制整備義務、保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止、保険代理店に対する不適切な出向の防止、代理店手数料の算出方法適正化、顧客等に関する情報管理態勢の整備、政策保有株式の縮減及び保険仲立人の媒介手数料の受領方法の見直しなどの観点から改正がなされており、パブリックコメントの数は合計 468 に及ぶ。本

³ 対象となる保険代理店の数は約 70 社から 100 社になると見込まれる（林一喜「令和 7 年保険業法改正の国会論議」立法と調査第 477 号（2025 年 7 月 25 日）108 頁）。

⁴ なお、政府は、施行後 5 年を目途として、改正後の保険業法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果について所要の措置を講じるものとされている（附則第 4 条）。

⁵ [「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について：金融庁](#)。なお、改正監督指針は公表日から適用される。

⁶ 公表日時点で改正監督指針を踏まえた態勢整備等が完了していなくとも、必要な準備・対応が進められている限りにおいては、直ちに問題視されるものではないが、改正の趣旨に鑑み、速やかに態勢整備に取り組む必要があるとされている（パブコメ No.1）。

ニュースレターにおいては改正保険業法を概説するとともに、近時公表された改正監督指針の内容にも付言する。

Ⅱ 顧客本位の業務運営の観点からの改正点

有識者会議報告書及び WG 報告書では、今般の保険金不正請求事案の背景として、損害保険会社において、自社に多額の保険料収入をもたらす大規模乗合代理店⁷に対する適切な指導・管理・けん制機能が十分に働いておらず、顧客の利益よりも自社の利益を優先させる慣行の結果、不適切な保険募集が行われるなど、顧客本位の業務運営が実現されなかったことが指摘された（有識者会議報告書 5 頁、WG 報告書 4 頁）。また、保険代理店が、保険金から役務の対価等の支払いを受ける事業（自動車修理工場等）を兼業しており、さらに、その大規模性が損害保険会社へ影響を与えることにより、損害保険会社が、同事業における不正な修理費の請求に対して過大な保険金の支払を許すといった、査定の簡略化を行っていたなどの指摘もなされた⁸（有識者会議報告書 5 頁、WG 報告書 4 頁）。

かかる指摘を受けて、改正保険業法においては、顧客本位の業務運営の観点から、後述する特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務の創設及び保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲の拡大が行われた。

1. 特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務の創設

(1) 改正の概要

改正前保険業法では、保険募集人の体制整備については、保険募集業務のみを対象に、重要事項の顧客への説明や顧客情報の適正な取扱い、二以上の所属保険会社等を有する場合の契約内容の比較事項の顧客への提供等、保険募集人の規模等を問わず一律に業務運営に関する最小限の措置を講じる義務を課していた（改正前保険業法第 294 条の 3 第 1 項）。改正前保険業法でも、乗合代理店のうち、一部の規模の大きい特定保険募集人⁹については事業報告書の提出等が義務づけられていたが（改正前保険業法 304 条）、これらの規制のみでは今般の保険金不正請求事案の発生を防ぐことができなかった。また、保険会社に対する関係においては、自ら又はその子金融機関等が行う一定の業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、当該業務に関する情報の適正な管理と当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な

⁷ 「乗合代理店」とは、2 社以上の保険会社と委託契約を締結する保険代理店のことをいい、2024 年 3 月末現在、代理店の約 24%が乗合代理店である（日本損害保険協会 - 損害保険 Q&A - 共通 - Ⅲ.損害保険の募集形態について（https://soudanguide.sonpo.or.jp/basic/3_2.html））。

⁸ 他方、中小規模の自動車修理工場を兼業している保険代理店に対しては、事故により損傷した自動車の修理費用を算出する際に参照する工賃単価等を低く抑えられており、不公平な扱いがされていた、との指摘もあるとのことである（有識者会議報告書 5 頁）。

⁹ 特定保険募集人（生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）のことをいう（改正前保険業法第 276 条））のうち、①所属保険会社等が 15 社以上の者、又は②所属保険会社等が 2 社以上かつ一事業年度における所属保険会社等から受けた手数料その他の対価の額（以下「手数料収入額」という。）の合計が 10 億円以上である者をいい、同要件は、所属保険会社等が、(1)生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。）、(2)損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。）、(3)少額短期保険業者かによって、(1)～(3)ごとに判定される（改正前保険業法第 303 条、改正前保険業法施行規則第 236 条の 2）。2023 年度において 500 社程度存在（WG 報告書 5 頁）。

措置を講じる義務が定められているのみであった（改正前保険業法第 100 条の 2、100 条の 2 の 2）。

報告書等で指摘されたとおり、今般の保険金不正請求事案では、損害保険会社が自社に大きな収益をもたらす一部の大規模な保険代理店との関係が悪化することによる営業面への影響を懸念するあまり、こうした保険代理店に対して、適切に指導等を行っておらず、そのような保険代理店の業務品質の向上が図られなかったことが、違法又は不適切な募集行為が多数認められる一因となったことから、同事案の再発を確実に防止するとともに、損害保険分野における顧客本位の業務運営を徹底する観点から本改正が行われたものである。

上記を受けて新設された改正保険業法第 294 条の 4 の概要は下記表及び後述の解説のとおりである。

項目		改正の概要
「特定大規模乗合損害保険代理店」の業務運営に関する措置（改正保険業法第 294 条の 4 柱書）		・ 「特定大規模乗合損害保険代理店」（損害保険代理店のうち、二以上の所属保険会社等を有する法人であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当するものをいう）は、内閣府令で定めるところにより、下記①乃至⑤に掲げる措置を講じなければならない
①	法令等遵守責任者の設置（改正保険業法第 294 条の 4 第 1 号）	・ 保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該営業所又は事務所において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう）を遵守して保険募集の業務を実施するために必要な助言又は指導を行う者（「法令等遵守責任者」）を設置すること
②	統括責任者の設置（改正保険業法第 294 条の 4 第 2 項号）	・ 本店又は主たる事務所に、法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するために必要な助言又は指導を行う者を設置すること
③	苦情の受付・処理体制の整備（改正保険業法第 294 条の 4 第 3 号）	・ 保険募集の業務に係る苦情を受け付けるための体制の整備、当該苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の保険募集の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として内閣府令で定める措置
④	兼業特定保険募集人に関する措置（改正保険業法第 294 条の 4 第 4 号）	・ 改正保険業法第 100 条の 2 の 2 第 2 項に規定する兼業特定保険募集人 ¹⁰ である特定大規模乗合損害保険代理店にあっては、次に掲げる措置 イ その行う保険募集の業務以外の業務（第 100 条の 2 の 2 第 2 項に規定する保険募集の業務以外の業務 ¹¹ をいい、保険金の支払

¹⁰ 特定保険募集人のうち保険募集の業務以外の業務（当該業務の対価にその所属保険会社等から保険契約に基づき支払われる保険金が充てられる業務であって、当該保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務として内閣府令で定めるものに限る）を行う者（改正保険業法第 100 条の 2 の 2 第 2 項）。後記Ⅱ2(1)参照。

¹¹ 改正保険業法第 100 条の 2 の 2 第 2 項においては、「当該業務の対価にその所属保険会社等から保険契約に基づき支払われる保険金が充てられる業務であって、当該保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務として内閣府令で定めるものに限る」とされている。

		の請求に関するものに限る) が保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう適切に監視することその他の当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務以外の業務により当該特定大規模乗合損害保険代理店又はその所属保険会社等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることを防止するために必要な措置として内閣府令で定める措置 □ その行う保険募集の業務以外の業務に係る苦情を受け付けるための体制の整備、当該苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務以外の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として内閣府令で定める措置
⑤	その他内閣府令で定める措置（改正保険業法第 294 条の 4 第 5 号）	・ その他内閣府令で定める措置

(a) 「特定大規模乗合損害保険代理店」の定義（改正保険業法第 294 条の 4 柱書）

体制整備義務の強化の対象として、改正前保険業法において既に一定の体制整備義務が課せられている一部の規模の大きい特定保険募集人¹²の範囲を更に限定するため¹³、「特定大規模乗合損害保険代理店」という概念が新設され、「損害保険代理店のうち、二以上の所属保険会社等を有する法人であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当するもの」と定義された。

金額を含め詳細な要件については内閣府令に委任されているため、今後公表される改正内閣府令案に注視を要する。

(b) 法令等遵守責任者及び統括責任者の設置（改正保険業法第 294 条の 4 第 1 号及び第 2 号）

WG 報告書によれば、法令等遵守責任者や統括責任者の設置に当たっては、これらの者が保険代理店の経営陣に直接報告できるようなレポーティングラインが確保されていることや、営業部門からの介入が及ばないような体制が確保されていることが必要であるほか、これらの者は保険募集業務に従事することなく、管理業務に専念できるようにすべきとの指摘もある一方で、数名程度の人員しかいない小規模の営業所又は事務所において法令等遵守責任者が管理業務に専念するには実務上の困難が伴う場合も想定され得るため、こうした営業所又は事務所においてはその実情に応じたできる限りの対応が許容されるべきとの指摘もあるとのことであり、いずれにせよ、保険代理店においては、実態に即した形で、必要な法令等遵守が実現でき

¹² なお、報告書等によれば、「特定大規模乗合損害保険代理店」に対する体制整備義務を強化するだけでなく、改正前保険業法上、一部の規模の大きい特定保険募集人に提出が義務づけられている事業報告書の記載項目を拡充するとともに、代理店への立入検査等、当局によるモニタリングを強化することが適切とされている（有識者会議報告書 6 頁、WG 報告書 5 頁）。

¹³ 代替案として、全ての乗合代理店の業務運営に関して体制整備義務を強化等することも検討されたが、その場合、全ての乗合代理店において一律に、より高水準の規制を遵守する費用が発生することになり、過重な規制手段となることが想定されることから、採択されなかった（規制事前評価書 2 (1)）。

るような体制が整備されることが望まれるとのことである（WG 報告書 7 頁）¹⁴。

法令等遵守責任者及び統括責任者には、一定の資格要件を求めることとした上で、そのための試験制度を新設する旨述べられているため、今後の動向に注視を要する（WG 報告書 7 頁）¹⁵。

(c) 苦情の受付・処理体制の整備（改正保険業法第 294 条の 4 第 3 号）

具体的な措置の内容は内閣府令に委任されているため、今後公表される改正内閣府令案の内容に注視を要する。

(d) 兼業特定保険募集人に関する措置（改正保険業法第 294 条の 4 第 4 号）

有識者会議報告書によれば、今般の保険金不正請求事案では、保険代理店において、自動車修理工場等を兼業することで、損害保険会社に対して過大な修理費等を請求するインセンティブが生じていたことに加え、損害保険会社においては、営業偏重のスタンスが社内に浸透していたことが明らかとなった。これにより、損害保険会社において、多額の収入保険料をもたらす保険代理店に対して、保険金等支払管理態勢が適切に機能せず、過大な保険金が支払われた結果、保険契約者において本来必要の無い負担（保険料の増加）が生じていたおそれがある（有識者会議報告書 12 頁）。かかる経緯を踏まえ、改正保険業法第 294 条の 4 第 4 号が新設された。

改正保険業法第 294 条の 4 第 4 号イによれば、具体的な措置の内容は内閣府令に委任されているため、今後公表される改正内閣府令案の内容に注視を要する。

WG 報告書によれば、後述する体制整備義務の一環として、①不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定した上で、②それを適切に管理する方針の策定・公表、及び、③不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害することを防止するためのその他の体制整備（修理費等の請求に係る適切な管理体制の整備等）を求めることが必要であるとされているため、これらが改正内閣府令に盛り込まれる可能性がある（6 頁）¹⁶。

(e) その他内閣府令で定める措置（改正保険業法第 294 条の 4 第 5 号）

上記(b)～(d)の他にも、内閣府令で新たな内容が追加される可能性があるため、今後公表される改正内閣府令案の内容に注視を要する。WG 報告書では、顧客本位の業務運営に基づく保険募集を確保する観点から保険募集指針の策定・保険募集指針を策定・公表・実施することや、独立した内部監査部門を設置する等内

¹⁴ 法令等遵守責任者の役割について、第 2 回損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループにおいて、法令等遵守責任者と統括責任者の 2 種類が定められているということからすると、法令等遵守責任者にはそこまで重い責務を負わせるものではなく、例えば、内部通報システムによる通報があった際に対応するのは統括責任者であって、個々の事業所の法令等遵守責任者については、そこまでの仕事を想定しておらず、主として保険募集人の教育等を担当する者というイメージである旨の指摘があった。

¹⁵ 日本損害保険協会の HP において「募集人向けの法令等遵守責任者資格を新たに創設する」ことを検討中である旨記載されており、同 HP にも注視が必要である。

¹⁶ 検討過程において、全ての兼業の保険代理店に対して、顧客の利益を不当に害することを防止する体制整備義務を導入することも検討されたが、仮に中小規模の兼業保険代理店が不正な修理費等の請求を行っても、（大規模な乗合代理店のように）保険会社からの営業上の配慮は働かず、保険会社による適切な保険金支払査定を通じてこうした不正な修理費等の請求を防止できると考えられることから、採択しないこととされたとのことである（規制事前評価書 2 (1)）。

部監査体制を強化すること、及び、保険会社が保険代理店に係る不祥事件届出書を当局に提出した場合、同保険代理店自身が、同不祥事件届出書に係る情報を他の所属保険会社等に通知すること等が言及されていたため、これらが内閣府令で定められる可能性もある（WG 報告書 7 頁）。

(2) その他改正監督指針の改訂事項

保険業法のみならず、改正前の「保険会社向けの総合的な監督指針」（以下「改正前監督指針」という。）においても、適正な保険募集管理態勢を確立するため、保険代理店における内部監査や保険会社による代理店監査等を通じた保険募集の適切性の事後的な検証及び必要に応じた改善を求めている。

しかし、報告書等で指摘されているとおり、今般の事案では、損害保険会社が自社に大きな収益をもたらす一部の大規模な保険代理店との関係が悪化することによる営業面への影響を懸念するあまり、こうした保険代理店に対して、適切に指導等を行っておらず、そのような保険代理店の業務品質の向上が図られなかったことが、違法又は不適切な募集行為が多数認められる一因となっていたと指摘されている（有識者会議報告書 5 頁）。また、令和 7 年 3 月には、大手損害保険会社 4 社が、個人情報漏えいにより、金融庁から業務改善命令を受ける事案が発生した。かかる実態を踏まえ、顧客本位の業務運営の観点からは、損害保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保、保険代理店自身による態勢整備、代理店手数料の算出方法適正化、顧客等に関する情報管理態勢の整備といった点が改正監督指針において明記された。なお、健全な競争環境の実現及び保険仲立人に関する規制改革の観点からの監督指針の改正については、後記Ⅲ 3(1)(2)及び 4 を参照いただきたい。

改正監督指針の概要は下記表のとおりである。

項目	改正（新たに追加された事項）の概要
（保険会社による） 適正な保険募集管理 態勢の確立（改正監督指針Ⅱ－4－2－1(4)(5)）	・ 保険会社においては、営業面への影響の大きさにかかわらず、保険代理店における体制整備や保険募集等の適切性について、日常的な教育・管理・指導に加え、代理店監査等を通じて検証し、課題等が認められた場合には期限を定めて改善を求めるなど、保険代理店に対する指導等が適切に行われるよう、その実効性を十分に確保しているか ・ さらに、保険会社による特定保険募集人に対する指導等の状況については、保険会社に対する深度あるヒアリング等のオフサイト・モニタリングを行うことや、必要に応じて法第 128 条に基づく報告を求めること、法第 129 条に基づく立入検査の実施を通じて把握する。その上で、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条に基づき行政処分を行う
保険募集人の体制整備義務（改正監督指針Ⅱ－4－2－12）	・ 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、比較推奨販売¹⁷を行う場合には¹⁸、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、Ⅱ－4－2－12 を踏

¹⁷ 保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号及び同第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 2 号に規定する保険契約への加入の提案をいう（改正監督指針Ⅱ－4－2－9(5)）。

¹⁸ 反対に、比較推奨販売を行わない場合としては、例えば、保険募集人による一又は二以上の保険契約の選別・提案がされることがなく、顧客の判断のみにより、顧客から特定の保険会社又は特定の保険商品が指定され、その結果、保険契約の締結又は保険契約への加入の対象となる保険商品が特定された場合が想定される。この場合、保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号口及びハはいずれも適用されないが、その場合であっても、比較説明を行う場合には上記の措置を講じることが求められる（パブコメ No.30）。

針Ⅱ－４－２－ 9(6)(10))	まえ、保険会社等に対し過度の便宜供与を求めること及び保険会社等から過度の便宜供与を受け入れることを防止するため、自己の規模や特性に応じて¹⁹、以下の措置を講じているか ◇ 過度の便宜供与²⁰に係る判断基準の社内規則等²¹の策定 ◇ 上記の社内規則等を踏まえた、保険募集人による保険会社等に対する便宜供与の要求及び受入れの制限に関する適切な教育・管理・指導の実施 ◇ 保険会社等からの便宜供与による自社の比較推奨販売への影響の有無に係る確認・検証^{22,23} ◇ 上記の確認・検証結果を踏まえた、経営陣における評価・対応の検討 ◇ 自社の比較推奨販売への影響が生じていると認められる場合における、適切な解消措置の実施及び改善に向けた態勢整備 ・ 保険募集人の体制整備の状況については、深度あるヒアリング等のオフサイト・モニタリングを行うことや、必要に応じて法第305条に基づく報告を求めること、同条に基づく立入検査の実施を通じて把握する。その上で、重大な問題があると認められる場合には、法第306条又は第307条第1項に基づき行政処分を行う
代理店手数料の算出 方法（改正監督指針 Ⅱ－４－２－14）²⁴	・ 代理店委託契約に基づき、損害保険会社と保険代理店との間の協議・合意により決定されている個々の代理店手数料の算出方法について、保険代理店に保険募集に関する業務の健全かつ適正な運営を阻害する不適切なインセンティブを与え、不適切な保険募集を誘引することがないよう、以下の点に留意するとともに、これらの潜脱が防止されているか。なお、代理店への手数料の算出に当たっては、保険募集に関する業務の健全かつ適正な運営を確保する観点から、コンプライアンス上不適切な事案の発生状況等を考慮しているか (1) 損害保険会社による評価項目としては、「規模・増収率」に偏ることなく、「業務品質」を重視しているか (2) 業務品質評価の具体的な指標について、損害保険会社の事務効率化にとど

¹⁹ 保険代理店の規模が小規模な場合や取扱商品が少ない場合においても、規模や特性に応じた体制整備が求められる（パプコメ No.34）。

²⁰ 「過度の便宜供与」の例として、パプコメ No.31 参照。

²¹ 所属保険会社の規則を参考にすることや準用することは妨げられない（パプコメ No.41）。

²² 例えば、保険会社から特定の便宜供与が行われた後に、当該保険会社の保険商品のシェアが有意に増加したかを確認するという方法が挙げられる（パプコメ No.25、44）。

²³ 保険募集人が当初は過度ではないと判断し、受け入れた便宜供与であっても、比較推奨販売に影響を及ぼす可能性は否定できないことから、中小規模の乗合代理店であっても、規模・特性に応じて比較推奨販売への影響の有無の確認・検証が求められる（パプコメ No.38）。

²⁴ 代理店手数料の算出方法として、従前、大手を中心とした損害保険会社が保険代理店に支払う手数料を算出するために導入している枠組みとして代理店手数料ポイント制度がある。代理店手数料ポイント制度は、その仕組みや運用方法に関しては損害保険会社と保険代理店との間の代理店委託契約に基づき決定されているところ、損害保険会社が、保険代理店の規模や増収面を重視し、保険募集に係る顧客本位の業務運営の観点からみた業務品質を必ずしも適切かつ十分に評価していないきらいがあり、この仕組みが、大規模な保険代理店に業務品質を軽視する不適切な保険募集のインセンティブを与えているおそれがあったと指摘されている（有識者会議報告書 7 頁）。

	まらず²⁵、顧客にとってのサービス向上や法令等遵守に資するものとなっているか (3) 乗合代理店におけるシェアの拡大・維持や、保険代理店の新設や乗合いの承諾を得るなどの営業上の目的で、他の損害保険会社の代理店手数料の割増引率に追随するなどの例外的な運用²⁶を行っていないか²⁷ (4) 業務品質評価割合の考え方²⁸を開示²⁹しているか
顧客等に関する情報管理態勢（改正監督指針Ⅱ－４－５－２(1)） ³⁰	・ 経営陣は、顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則（「Need to Know 原則」）を踏まえ、業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立（部門間における適切な牽制の確保を含む）、社内規程の策定、金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む）との連携等、内部管理態勢の整備を図っているか ・ 顧客等に関する情報の他者への伝達については、法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか ・ 顧客等に関する情報へのアクセスについて、アクセス権限を有する者の範囲がNeed to Know 原則を逸脱したものとなることやアクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等、顧客等に関する情報を適切に管理するための態勢が構築されており、コンプライアンス部門の関与のもと当該顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか

²⁵ 「損害保険会社の事務効率化」については、業務品質評価の具体的な指標の例示として挙げているものであり、これを指標として設定することを求めるものではない（パブコメ No.312 及び 324）。

²⁶ 「例外的な運用」とは特定の保険代理店にのみに適用する恣意的な上乗せ代理店手数料を指しているものであり、顧客にとってのサービス向上等に資する基準を設定したうえで、その基準をクリアした保険代理店に上乗せ代理店手数料が適用されることは問題ないとされている。また、基準をクリアする保険代理店が全体の何%程度であれば恣意的とはみなされないという目安はあるかとのコメントに対して、保険募集に関する業務の健全かつ適正な運営を阻害しないよう、業務品質を重視して客観的かつ公平に設定した基準・ルールを適切に適用している場合には、基準を充足する保険代理店の割合が論点になることはないという金融庁の考え方が示されている。（パブコメ No.325）

²⁷ 今般の保険金不正請求事案においても、(i)特定の損害保険会社において、登録取消要件に該当するような深刻な問題を抱えていた保険代理店に対し、獲得可能な代理店手数料ポイントの上限値が他の販売チャネルよりも高くなるディーラーに準じた取扱いとしており、さらに、規模・増収の状況を中心的な判定要素とすることで高いポイントを適用していたり、(ii)同代理店に乗り合っていた他の損害保険会社においても、上記の損害保険会社の水準に手数料ポイントを揃える運用により、追随しているケースがあったとの指摘がされている（有識者会議報告書 7 頁）。

²⁸ 「業務品質評価割合の考え方」とは、損害保険会社が「規模・増収率」や「業務品質」といった代理店評価に基づいて代理店手数料率を算定する場合に、「業務品質」の評価割合をどのような考え方で、どのように設定しているか等を指すとされている（パブコメ No.341 及び 342）。

²⁹ 「開示の方法」については、顧客本位の業務運営の観点から、保険会社のホームページ及びディスクロージャー誌といった、顧客の目に触れる媒体での開示が望ましいとされている（パブコメ No.343）。

³⁰ 「顧客等に関する情報管理態勢」の名宛人は保険会社であるが、監督指針Ⅱ－４－２－９(2)のとおり、保険募集人の規模や業務特性に応じて、保険募集人に準用されていることに留意が必要とされている（パブコメ No.355）。

(3) 想定される実務上の対応

特定大規模乗合損害保険代理店に該当する保険代理店においては、改正保険業法第 294 条の 4 で定められた法令等遵守責任者・統括責任者の設置、苦情の受付・処理体制の整備が、特定大規模乗合損害保険代理店の中でも兼業特定保険募集人に該当する保険代理店については兼業特定保険募集人に関する措置を適切に行うことが求められる。これらについては、上述してきたとおり、詳細が内閣府令に委ねられているものも多いため、大枠として上述のような対応が求められることになることは想定しつつ、引き続き改正内閣府令案の公表等の動向に着目すべきである。

また、改正監督指針によれば、保険会社についても、従前よりも代理店への指導・監査の実効性を高めることが必要とされ、代理店自身による体制整備についても改正監督指針に従い強化するとともに、代理店手数料の算出も改正監督指針に従い適切な方法で行うことが必要となる。さらに、保険会社・代理店ともに、これらの遵守状況については当局によるモニタリングが強化され、場合によっては立入検査もあり得る点、留意が必要となる。

2. 保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲の拡大

(1) 改正の概要³¹

改正前保険業法では、保険会社に対し、当該保険会社又はその親若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う業務（保険関連業務³²に限る）について、顧客の利益が不当に害されることのないよう、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制整備その他必要な措置を講じることを求めている（改正前保険業法第 100 条の 2 の 2 第 1 項）。

前記Ⅱ1(d)で述べたとおり、今般の保険金不正請求事案では、損害保険会社において、多額の収入保険料をもたらす兼業保険代理店に対し保険金等支払管理態勢が適切に機能せず、過大な保険金が支払われた結果、保険契約者において本来必要の無い負担（保険料の増加）が生じていたおそれがあるため、上記の体制整備に加えて、兼業保険代理店の保険関連業務の管理・監視のための体制整備を義務付けるべく、本改正が行われたものである。

改正保険業法第 100 条の 2 の 2 の変更点の概要は以下のとおりである。

項目	改正前	改正後
利益保護の対象となる顧客 （改正保険業法第 100 条の 2 の 2 第 1 項）	当該保険会社又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う業務（保険関連業務に限る）に係る顧客	当該保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人又は当該保険会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険会社、当該兼業特定保険募集人又は当該子金融機関等が行う保険関連業務（法第 97 条、第 98 条及び第 99 条の規定並びに他の法律により保険会社又は外国保険会社

³¹ なお、外国保険会社については改正保険業法 193 条の 2、保険持株会社については改正保険業法 271 条の 21 の 3。

³² 保険会社が行うことができる業務をいう（保険業法施行規則第 53 条の 13）。

		等が行うことができる業務をいう)に係る顧客(当該兼業特定保険募集人にとっては、当該保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る)
「兼業特定保険募集人」の定義 (改正保険業法第100条の2の2第2項)	新設	特定保険募集人のうち、第294条の3第1項に規定する保険募集の業務以外の業務(当該業務の対価にその所属保険会社等から保険契約に基づき支払われる保険金が充てられる業務であって、当該保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務として内閣府令で定めるものに限る)を行う者

ここでも、具体的な体制整備その他必要な措置の内容は内閣府令に委任されているところ、保険業法の一部を改正する法律案説明資料2頁によれば、内閣府令において、保険金支払管理の適切性確保の観点から、兼業業務に係る損害保険代理店の体制整備状況の監視(兼業に係る体制整備を講じているかを確認し、疑義がある兼業代理店に対する支払査定を厳格化すること)や、保険金支払管理部门と営業部門の適切な分離等を規定する予定であるとのことである³³。

また、WG報告書では、上記の他に、保険金関連事業を兼業する全ての委託先の保険代理店における、不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定した上で、それを適切に管理する方針を策定・公表することや、「特定大規模乗合保険募集人」へ業務を委託する際、業務委託に関する方針を各保険会社において策定するとともに「特定大規模乗合保険募集人」の法令等遵守態勢等を検証するための管理責任者を設置することも挙げられており、これらが内閣府令に盛り込まれる可能性もある。

(2) 想定される実務上の対応

保険会社等としては、今後公表される改正内閣府令案の内容に従い、代理店の体制整備状況の監視や、保険金支払管理部门と営業部門の適切な分離等に対応していく必要がある。なお、兼業特定保険募集人は内閣府令で定める業務を行う者に限られることから、今後公表される改正内閣府令案の内容に注視を要する。

Ⅲ 健全な競争環境の実現の観点からの改正点

報告書等では、今般の保険料調整行為事案において、保険商品の内容・品質や保険料水準といった本源的な価値ではなく保険以外の要素(例えば、保険契約者等への政策保有株や便宜供与の実績等による顧客企業との関係性等)が競争の優劣を決することから営業担当者の適正な競争に対する意欲がそがれ、顧客の適切な商品選択の機会や公正な競争が阻害されていたことが指摘された(有識者会議報告書14頁、WG報告書11頁)。また、顧客の委託を受けて、保険会社から独立した立場から保険契約の締結の媒介を行う保険仲立人も存在するが、企業内代理店が企業向け保険市場で主な販売チャネルとなっていることもあり、その認知が広がっておらず、企業による活用も進んでいないことも指摘された(WG報告書11頁)。

かかる指摘を受けて、改正保険業法においては、健全な競争環境を実現する観点から、保険契約の締結等

³³ なお、規制の対象となる保険会社等の数は、令和7年2月末時点で112社(保険会社76社、外国保険会社等21社、保険持株会社15社)であり、規制の影響を受ける兼業特定保険募集人の数は、令和6年3月末時点で約12.5万店存在する兼業を行っている損害保険代理店のうち、内閣府令で定める業務を兼業しているものに絞り込んだ数となる見込みとのことである(規制事前評価書2(1))。

に関する禁止行為の範囲の拡大及び保険仲立人に関する規制改革が盛り込まれた。

3. 禁止行為の拡大

(1) 改正の概要

改正前保険業法第 300 条第 1 項第 5 号は、保険会社又は保険募集人等が、保険料の割引・割戻しといった「特別の利益の提供」を、保険契約者又は被保険者に対して行うことを禁止していた。当該規定は、保険契約者間の公平性を害するような過当競争を防止することを主たる目的とし、従来、保険契約者等に対して各種のサービスや物品を提供する行為等を念頭に置いてきたが、保険契約者の「グループ企業」のサービスの利用や物品の購入、役務の提供（出向等を含む）等の「便宜供与」を十分に捕捉できていなかった。こうした「便宜供与」は、取引の公平性をゆがめてしまうだけでなく、保険商品・サービスの内容で競争することが求められる保険会社の活力を失わせてしまうおそれもあることから³⁴、本改正により、特別の利益の提供として禁止される行為の対象、及び、特別の利益の受け手の対象が追加されることとなった。

改正保険業法第 300 条第 1 項柱書及び同項第 5 号の変更点の概要は以下のとおりである。保険代理店に対する過度な便宜供与の防止は、改正監督指針によっても対応がなされている。

項目	改正前	改正後
特別の利益の提供として禁止される行為	保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供	保険料の割引若しくは割戻し、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものその他特別の利益の提供
特別の利益の受け手	保険契約者又は被保険者 ³⁵	保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者 ³⁶

また、改正監督指針においては、以下のとおり、保険会社は、保険代理店等³⁷に対する過度の便宜供与を防止する必要があるとしており、過度なものであるか否かの判断基準についても以下のとおり示している。

³⁴ 現在の日本の自動車保険市場においては、各社の商品・サービスの差別化が進んでおらず、多くの乗合代理店では、商品の内容ではなく、損害保険会社による便宜供与の実績に応じて、顧客に優先的に提示・推奨する保険商品を決定する傾向があるとの指摘もある（有識者会議第 2 回事務局説明資料 7 頁）。

³⁵ WG では、現行の保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 1 号において、特別の利益の提供主体については、「何らの名義によってするかを問わず」と規定されており、潜脱行為の防止が図られているが、特別の利益の受け手については、現状の規定では規制の対象が必ずしも明確になっていないとの指摘がなされていた（WG 第 3 回事務局説明資料 25 頁）。

³⁶ 「密接な関係を有する者」としては、内閣府令において、グループ会社等が規定される予定である（保険業法の一部を改正する法律案説明資料 1 頁）。

³⁷ 保険代理店等とは、保険代理店のほか、保険募集人である保険代理店の役員又は使用人や、その他保険会社による便宜供与が、特定の保険代理店における顧客の適切な商品選択の機会を阻害し得ることとなる相手方（具体的には、保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者（親会社等）や保険代理店の主要な取引先を含む）をいう（改正監督指針Ⅱ-4-2-12(1)（注 1））。なお、「主要な取引先」の意義について、パブコメ No.71,72,75,76 参照。保険会社から保険代理店等へ間接的に金銭等が支払われる場合も、改正監督指針Ⅱ-4-2-12(1)②に照らし過度の便宜供与に該当する場合は防止する必要がある（パブコメ No.69）。

項目	改正の概要
過度の便宜供与の防止 (改正監督指針Ⅱ-4-2-12(1)①)	・ 保険会社は、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、³⁸保険代理店等に対する³⁹過度の便宜供与を防止するため、以下の措置を講じる必要がある⁴⁰⁴¹ ◇ 過度の便宜供与の判断基準に係る社内規則等の策定 ◇ 上記の社内規則等を踏まえた、営業部門等⁴²に対する適切な教育・管理・指導の実施及び便宜供与に係る意思決定や教育・管理・指導の実施に対するコンプライアンス部門等⁴³の適切な関与 ◇ 保険代理店等に対して行っている便宜供与により、顧客の適切な商品選択の機会が阻害されていないかについて、リスクに応じた適切な頻度での内部監査及び保険代理店に対する監査の実施 ◇ 上記の監査結果に関する、取締役会等への報告及び当該監査結果を踏まえた取締役会等における評価・対応の検討 ◇ 顧客の適切な商品選択の機会が阻害されていると認められる場合における、適切な解消措置の実施及び改善に向けた態勢整備
過度の便宜供与に係る判断基準—自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与 (改正監督指針Ⅱ-4-2-12(1)②ア)	・ 以下のいずれかの要素を含む便宜供与は、特に顧客の適切な商品選択を阻害する蓋然性が高いことから、過度の便宜供与に該当する⁴⁴ ◇ 便宜供与の実績に応じて、当該保険代理店や保険募集人である保険代理店の役員又は使用人において保険契約数や保険引受シェアの調整が行われる場合 ◇ 保険代理店等から保険会社に対し、物品等の販売数量の目標設定や購入数量の割当て等が行われる場合
過度の便宜供与に係る判断基準—実質的に自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する便	・ 上記のほか、便宜供与の趣旨・目的のほか、価格・数量・頻度・期間及びその負担者等を総合的に勘案しつつ、当該便宜供与によって生じ得る弊害の内容・程度を考慮し、社会通念に照らして妥当であるかによって判断する ・ 判断は個別具体的に行われるべきであるが、例えば、以下の行為は、実質的

³⁸ なお、ほかに、過当競争の弊害を招くおそれのある過度の便宜供与や、保険会社の健全かつ適切な業務運営を阻害するおそれのある過度の便宜供与についても防止する必要がある（パプコメ No.100）。また、過度の便宜供与に該当し得る行為は、経済的利益に限らず、保険代理店に何らかの便益を享受させるものであれば足りる（パプコメ No.104）。

³⁹ なお、保険会社が人的又は資本的に密接な関係を有する者（企業グループ）や主要な取引先に同様の行為をさせた場合も、過度の便宜供与を行っているとして評価され得る（パプコメ No.66）。

⁴⁰ 便宜供与の相手方が、一の保険会社等の専属する保険代理店であっても、当該保険代理店の専属を維持する目的等をもって、過度の便宜供与を行うことがないよう、適切な措置を講じる必要がある（改正監督指針Ⅱ-4-2-12(1)（注2））。

⁴¹ 便宜供与防止措置の完了時期については、パプコメ No.57 参照。

⁴² 例えば営業企画部門など、営業活動に係る意思決定に影響を及ぼし得る部門が考えられる（パプコメ No.86）。

⁴³ 営業部門等から独立するとともに、法令等遵守や適切なガバナンス体制の構築等に知見を有し、便宜供与にかかる意思決定や教育・管理・指導の適切性を確保できる部門が考えられる（パプコメ No.86）。

⁴⁴ なお、保険会社と保険代理店が共同で保険募集を行う場合等、保険契約の獲得に向けて協力する場合について、パプコメ No.103,149,150 参照。また、保険代理店が、便宜供与の実績に応じて所属保険会社を選択する場合について、パプコメ No.108 参照。

宜供与（改正監督指針Ⅱ－４－２－１２(１)②イ）	に自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するものとして、過度の便宜供与に該当し得る⁴⁵ ✧ 保険会社の役職員が、保険代理店等から、他の保険会社の購入実績との比較を提示されるなど黙示の圧力を受けたことを背景として、自社の役職員に対し、数量等の報告やとりまとめを伴う物品の購入をあっせんする行為 ✧ 保険代理店等が主催するイベント等において、保険会社の役職員等が保険業と関連性の低い役務を提供する形で参加・協力する行為 ✧ 保険代理店等が主催するイベント等において、保険会社の役職員等が休日等の業務時間外に参加・協力する行為 ✧ 本来は保険代理店等が負担すべき費用を保険会社が負担する行為⁴⁶、又は保険代理店等が自らの責任において行うべき業務に対し保険会社⁴⁷が役務を提供する行為⁴⁸ ✧ 保険代理店等の求めに応じ、役務の対価としての実態がない又は保険会社若しくは保険代理店等において対価性の検証が困難な業務委託費、協賛金、商標使用料、広告費用等の金銭を拠出する行為
--------------------------	---

また、改正監督指針によれば、保険会社は、代理店への便宜供与が顧客の適切な商品選択を阻害することを防ぐため、態勢整備を行うことが求められる⁴⁹（改正監督指針Ⅱ－４－２－１２(１)①）。監督当局は、保険会社に対し、上記に係る取組状況について、必要に応じて改正保険業法第 128 条に基づき報告を求めることができる（改正監督指針Ⅱ－４－２－１２(２)）。

(2) その他監督指針の改正事項

便宜供与の禁止の他、改正監督指針においては、不当な利益供与の禁止に関連して、不適切な出向の防止及び政策保有株式の縮減に関する改正が盛り込まれている。

不適切な出向の防止について、有識者会議報告書において、保険会社は、保険代理店に対して一定数の役職員を出向させて、保険募集に関する業務等に従事させているケースがあるが、他の便宜供与と同様に、それが過度なものであれば、顧客の適切な商品選択が阻害されるおそれがあること、また、出向先が兼業代理店の場合、出向後に損害保険会社と利益相反が生じ得る業務に従事するといった、損害保険会社における利益相反管理の観点から不適切と考えられるケースも想定されることが指摘された（有識者報告書 9、10 頁）。また、保険会社からの乗合代理店への出向者による顧客情報等の不適切な情報共有については、個人

⁴⁵ 保険会社が乗合代理店に対して支給する報酬の具体例に関して、パブコメ No.105 参照。

⁴⁶ 例えば、特定の保険代理店の独断によるシステムの開発・運用費用などが挙げられる（有識者会議第 2 回事務局説明資料 9 頁）。また、保険代理店向けの研修等の宿泊費を保険会社が負担する場合の具体例につき、パブコメ No.106 参照。

⁴⁷ 保険会社から業務委託を受けた者についても、「保険会社」に含まれ得る（パブコメ No.144）。

⁴⁸ 例えば、保険会社の役職員が自社に在籍したまま、保険代理店におけるバックオフィス業務（保険料の試算、保険契約に係る申込書の作成及び契約者からの照会対応等）を代行すること等が挙げられる（有識者会議報告書 9 頁）。

⁴⁹ 専属代理店であっても、専属維持の見返り等として過度な便宜供与が行われることがないよう適切な措置を講じるべきとされる（Ⅱ－４－２－９(6)（注））。

情報保護法⁵⁰や独占禁止法⁵¹等の法令に抵触するおそれもあるとの指摘がある⁵²。

また、今般の事案では、企業向け保険の入札等において、便宜供与の実績のみならず、政策保有株式が少なからずシェアに影響を及ぼしており、損害保険会社の営業担当者の適正な競争に対する意欲を阻害していたことが明らかになった⁵³ことから、保険市場において、公正な競争を阻害する要因となり得るような政策保有株式の保有や便宜供与は見直していく必要があると指摘された（有識者報告書 15 頁）。

改正監督指針の概要は下記表のとおりである。

項目	改正の概要
保険会社に対する出向 ⁵⁴ （改正監督指針Ⅱ－4－2－13）	(1) 不適切な出向の防止 ・ 保険代理店への出向には、過度の便宜供与と同様に顧客の適切な商品選択を阻害するおそれだけでなく、特有の弊害を生じさせるおそれが存在することを踏まえ、保険会社は以下のとおり、保険代理店に対する不適切な出向を防止する必要がある。保険代理店への出向の適切性を十分に確認できる場合を除き、出向を行わないこととする⁵⁵⁵⁶ (2) 態勢整備 ・ 保険会社は、自社の役職員の保険代理店に対する出向に関して、その適切性を担保するため、①出向に係る方針等⁵⁷の策定、②出向方針等の策定に係る取締役会等やコンプライアンス部門等の適切な関与、③人事部門や営業部門等による適切な出向施策の実施・出向者の管理、④コンプライアンス部門や内部監査

⁵⁰ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）。

⁵¹ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

⁵² 保険会社から乗合代理店に対する出向者が、出向先の乗合代理店が保有する他の保険会社の顧客情報等を出向元である保険会社に不適切な譲歩共有を行い、当該保険会社が当該顧客情報等を新たな顧客獲得に向けた営業活動に利用することにより、競争関係にある保険会社と顧客との取引を不当に妨害することとなる場合は独占禁止法上問題となり得る（競争者に対する取引妨害等）との指摘や、保険会社が、乗合代理店からの不適切な情報共有により、例えば、他の損害保険会社と同様の条件のみ顧客に提示することなど、他の保険会社と足並みをそろえる行動などに使われる場合には競争制限的な行為を助長するものであり、また、これにより、保険料その他各般の条件に関する競争を制限することにつながる意思の連絡が保険会社間において認められれば、原則として独占禁止法上問題となる（不当な取引制限）との指摘もある（公正取引委員会「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」（令和 6 年 10 月 31 日付損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について 別添 1））。

⁵³ 大手損害保険会社 4 社（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社）、三井住友海上火災保険株式会社）は政策保有株式の縮減に向けた業務改善計画を提出し、当該 4 社については段階的に政策保有株をゼロにすることが求められているところ、金融庁として同計画をフォローアップすることが想定される（有識者会議報告書 15 頁）

⁵⁴ 不適切な出向の解消の対応完了時期について、パブコメ No.190 参照。なお、保険代理店に影響を及ぼし得る保険代理店の親会社等に対する出向も、過度の便宜供与に該当する場合は防止される必要がある（パブコメ No.195）。

⁵⁵ 保険会社が代理店ビジネスの内容理解・吸収等を目的として代理店に出向をさせる場合についても、改正監督指針Ⅱ－4－2－13 の留意事項に照らしその適切性を判断の上、出向元の保険商品の保険募集に直接関与しないこと等に留意する必要がある（パブコメ No.216）。また、代理店における要員不足の補填のための出向については、実質的には保険代理店における人員の育成・確保を保険会社が代替しているものとして、不適切な出向に該当し得るほか、出向社員について、個別の保険募集に対し間接的にでも不適切な影響を及ぼさないための措置をとる必要があり、それが困難な場合は当該職務へ関与させないなどの対応が必要となる。また、いわゆるトレーニー出向も、過度の便宜供与となり得るため、合理的な金額を保険代理店が負担する必要がある（パブコメ No.217）。

⁵⁶ なお、専属代理店への出向に関する留意点はパブコメ No.220 参照。

⁵⁷ 「出向に係る方針等」の具体的内容につき、パブコメ No.208 参照。

	部門による上記③の適切性に係る検証・監査、⑤必要に応じた出向方針等の見直しや改善に向けた態勢整備により、適切な態勢整備を講じているか⁵⁸ (3) 出向の適切性に係る留意事項 ・ 保険会社は、自社の役職員の保険代理店に対する出向に関して、保険代理店の特性等に応じつつ、以下の全ての点に照らしてその適切性を判断・検証しているか ・ なお、一の保険会社等に専属する保険代理店への出向については、競合他社の顧客情報に接する機会が少ないこと等により、乗合代理店とは以下の弊害が発現するリスクが異なることも踏まえつつ、その適切性を判断・検証する ・ また、(3)でいう出向には、保険会社が属するホールディングス又は企業グループ⁵⁹内の保険代理店への出向及び転籍を前提とした保険代理店への出向⁶⁰を含まない。これらの保険代理店への出向にあたっては、顧客の適切な商品選択の機会が確保されているかのほか、個人情報の保護に関する法律等の法令に違反する又は法令に照らして不適切な顧客情報等の共有の防止が確保されているかにより、その適切性を判断・検証する⁶¹ ① 当該出向が、顧客の適切な商品選択の機会を阻害するものではないか ア. 特定の保険代理店への出向が、当該保険代理店における出向元保険会社のシェアの拡大等、営業推進の機能を有するなど、出向元の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれを有するものではないか⁶² イ. 保険募集に直接関与するなど、出向先において従事する業務の内容が、出向元の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれを有するも
--	--

⁵⁸ 持分法適用会社を含め、資本関係によって顧客の適切な商品選択の機会が阻害されることはあってはならないことを前提に、保険会社が属するホールディングスや企業グループ内での出向に際しても、社内ルールの策定など、Ⅱ-4-2-13(2)の①から⑤において求められる措置を講ずる必要がある（パブコメ No.234）。

⁵⁹ 企業グループとは、保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社をいう（Ⅱ-4-2-13(3)注1）。

⁶⁰ 転籍を前提とした保険代理店への出向とは、役職員が転籍を前提とするものであることを認識し、当該保険代理店において業務への適性を判断するために必要な期間派遣される場合をいう（Ⅱ-4-2-13(3)注2）。なお、役職員が転籍を前提することを認識している場合であっても、保険会社や保険代理店の判断により最終的に転籍がなされないことが考えられるが、合理的理由がないにも関わらず、このようなケースが反復継続して発生する場合には、Ⅱ-4-2-13(3)の規制を潜脱するものと評価され得ることに留意する必要がある（パブコメ No.236）。また、「必要な期間」は、保険会社が主観的に必要と考える期間のすべてではなく、合理的な理由と根拠に基づいて必要性を説明できる期間に限定されるところ、合理的な理由と根拠に基づいて必要性を説明できる期間か否かの判断においては、保険代理店からの求められた期間を形式的に前提とするのではなく、転籍後従事することとなる業務の性質に鑑みて、適切な期間である必要がある（パブコメ No.237）。

⁶¹ 保険会社の役職員が、自社に在籍したまま保険代理店における保険募集に関する業務等を代行する場合においても、本文①～④に準じた検討を行った上、その適切性を判断・検証し、不適切な事案が認められる場合には、解消するための措置を講じる必要がある（Ⅱ-4-2-13(3)注3）。

⁶² 例えば、保険代理店に対する出向において、保険代理店が事業を営むために自ら負担すべき人件費や専門人材の育成又は確保に係る費用等を保険会社が肩代わりする場合には、上記のおそれが高くなることに留意する（Ⅱ-4-2-13(3)注4）。なお、出向負担金については、出向目的に照らして適切な水準の出向負担金を出向先に請求する必要があるとあり、また、いわゆるトレーニー出向についても、自社の人材を提供した上で、その経済的負担を保険会社が負うことは、保険代理店に対する過度の便宜供与となり得ることから、保険代理店が享受する便益に照らし、合理的な金額を保険代理店が負担する必要がある（パブコメ No.245）。

	の⁶³ではないか⁶⁴ ② 出向先の保険代理店において、出向者が顧客等の同意なく当該保険代理店の顧客情報等を出向元の保険会社に共有するおそれが生じないことを確保しているか⁶⁵⁶⁶。また、その実効性について定期的に検証されているか ③ 当該出向が、出向者数や出向期間、出向先での業務内容、当該代理店の規模や特性等に照らし、出向先保険代理店の自立を阻害するものではないかなお、出向先での業務内容に関しては、以下のア．及びイ．に留意することとする ア．出向先での業務内容が、教育・指導、体制整備の支援の範疇を超える場合⁶⁷、出向先保険代理店の自立を阻害するおそれがあることに留意する イ．営業企画部門や法令等遵守態勢の整備を担う部門など、保険代理店の業務の中核的な役割を担う部署への長期にわたる出向⁶⁸は、当該保険代理店の自立を阻害するおそれがあることに留意する ④ 保険金関連事業を兼業する保険代理店に対する出向であって、修理費の算出等の保険金請求に関わる部門の業務に従事する場合など、当該出向が、保険会社における利益相反管理⁶⁹の観点から不適切なものではないか
政策保有株式の縮減 ⁷⁰ （改正監督指針Ⅱ-4-12）	・ 保険会社は、政策保有株式（非上場株式を含む）について、早期に縮減する方針を定めているか。特に、上場株式については、明確な年限を定めて縮減する

⁶³ 保険会社からの出向者が、保険募集や保険契約の保全等の場面において、顧客と直接やり取りを行う場合（同行する場合を含む）や、顧客と直接やり取りを行う保険募集人に対して指揮命令する立場にある場合は、「保険募集に直接関与するなど、出向先において従事する業務の内容が、出向元の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれを有するもの」に該当する（パブコメ No.240 及び 241）。

⁶⁴ 営業企画部門など、保険募集に直接関与しない部門への出向であっても、保険募集方針の策定や取扱保険商品の選定、保険販売計画の企画・執行、保険募集人への特定商品に係る販売研修などに関与する場合には、出向元保険会社の保険商品を優先的に取扱うなどの弊害が生じうる。そこで、このような業務に関与する場合には、出向先保険代理店に対し、取扱保険商品の選定に係る検討過程の検証や、決定過程に出向者を関与させないなど、不適切な影響を及ぼさないための措置を講じさせる必要がある（Ⅱ-4-2-13(3)注 5）。なお、研修内容について、単に出向元保険会社の保険商品を優先的に取り扱う内容となっていないかを形式的に確認するだけでは足りず、事後的に研修内容を確認・検証するなど、実効性を担保する必要がある（パブコメ No.257）。

⁶⁵ 出向者の職務が、保険募集に直接関与しない職務であっても、顧客情報等に接する可能性があり、顧客情報等を出向元の保険会社に共有するおそれが生じないように留意する（Ⅱ-4-2-13(3)注 6）。

⁶⁶ 保険会社は、秘密保持契約の締結にとどまらず、競合他社の顧客情報に接する機会の多い営業部門への出向は行わないこと等、顧客等の同意なく顧客情報等を出向元の保険会社に共有するおそれを生じさせないために必要な範囲で態勢を整備する必要がある（パブコメ No.263）。

⁶⁷ 「教育・指導、体制整備の支援の範疇を超える場合」については、個別具体的に判断される必要があるが、例えば、法令等において保険代理店に義務付けられている内容に、保険会社の出向者のみが従事することとなる場合には、「教育・指導、体制整備の支援の範疇を超える」ものとされている（パブコメ No.270）。

⁶⁸ 「長期にわたる出向」とは、1 人が長期間出向している場合に限らず、保険会社として何年も出向者を出し続けている（1 人当たりの出向期間は長期とはいえないが、交代で人を出し続けている）場合も含まれる（パブコメ No.273）。

⁶⁹ 委託者である保険会社と受託者である保険代理店の間の利益相反を指す（パブコメ No.202）。

⁷⁰ なお、政策保有株式のほか、保険シェアを獲得することを意図した預金協力や融資も、政策保有株式と同様に、公正な競争を阻害する要因となり得ることに留意するとされている（Ⅱ-4-2-12(1)）。

	方針を定めているか⁷¹ ・ 純投資と政策保有の区分の考え方、業務資本提携に付随した出資等について、企業内容等の開示に関する内閣府令等⁷²を踏まえ、有価証券報告書等における開示や関係者への説明等の十分な対応を行っているか
--	--

(3) 想定される実務上の対応

保険会社は、便宜供与及び出向の適切性を担保するために、社内規定等の整備やコンプライアンス部門の適切な関与による営業部門等に対する適切な教育・管理・指導の実施、内部監査部門による、適切性に係る検証・監査を定期的に実施等の態勢整備が必要となる。また、政策保有株の縮減や出向の中止等に伴って保険契約者等や保険代理店等との関係性を抜本的に見直し、保険商品の内容・品質や保険料水準といった本源的な価値をベースとした関係構築の検討が必要となることが想定される。

4. 保険仲立人に関する規制改革

保険仲立人の登録事業者数は 63 社（2024 年 10 月時点）、保険仲立人による取扱保険料のシェア率は 0.9%（2023 年度）に留まり、保険仲立人が十分に活用されているとは言い難い状況が続いているところ、保険仲立人の活用は、販売チャネルをより多様化させ、販売面での競争をより促し、我が国の保険市場の健全な競争環境の実現につながるものと考えられることから、その活用促進に向けた対応を行うべきであるとの指摘がされた（WG 報告書 12 頁）。そこで、本改正においては、保険仲立人の参入促進（規制緩和）と監督強化という両輪での改正が行われた。

改正前保険業法では、保険仲立人には、不祥事件を金融庁に届け出る義務はなかったが、改正保険業法第 290 条第 1 項第 8 号において、「その他内閣府令で定めるとき」に「内閣府令で定める者」が遅滞なく届出を行うべきことが規定され、今後内閣府令において、不祥事件に関する届出義務を課することが予定されている⁷³。その他、政令において、保険仲立人の供託金の最低金額の引下げを行う予定であることも明らかにされている⁷⁴。

改正監督指針においては、企業分野の保険契約については、媒介業務に係る契約の締結前に、顧客に対し、顧客及び保険会社等の双方に手数料等を請求することを説明する等の条件を遵守した場合、保険会社及

⁷¹ 一般社団法人日本損害保険協会「政策保有株式に係るガイドライン」においても、政策保有株式の新規の保有は行わないこと、現存する政策保有株式(非上場株式を含む)は、早期になくすべく残高縮減に努め、特に上場株式については、明確な期限を定めて保有をゼロにする方針を定めること等が規定されている。

⁷² 提出会社が上場会社等である場合、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や、直近 5 事業年度において、純投資目的以外の目的から純投資目的に保有目的を変更した株式（当事業年度末において保有しているものに限る。）について、①銘柄、②株式数、③貸借対照表計上額、④保有目的の変更年度、⑤保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針の開示が求められている（同府令第三号様式記載上の注意(39)、第二号様式記載上の注意(58)a、f 等）。

⁷³ 保険業法の一部を改正する法律案 説明資料 1 頁。

⁷⁴ 保険業法の一部を改正する法律案 説明資料 1 頁。WG 報告書では、現行の保険業法令上最低金額 2,000 万円であるところ、1,000 万円に引き下げることが適切であるとの提言がされている（WG 報告書 13 頁）。

び顧客の双方から手数料を収受できることが規定された（V-4-4-(1)）⁷⁵76。

改正監督指針の概要は下記表のとおりである。

項目	改正の概要
再保険契約以外の保険契約の締結の媒介に係る手数料等 ⁷⁷ の請求方法（改正監督指針 V-4-4(1)） ⁷⁸	① 企業分野の保険契約 ⁷⁹ の締結の媒介に係る手数料等の請求 ・ 保険仲立人は、企業分野の保険契約の締結の媒介に関する手数料等について、顧客や引受保険会社等に請求できるが、請求を行うにあたっては、以下のいずれの事項も遵守しているか ⁸⁰ 81 ・ なお、保険仲立人が、顧客のみに対して手数料等を請求する場合にあたっては、例えば、保険契約の媒介に係るコストを大幅に下回る手数料等を設定するなど、不当な競争を招くおそれが生じないよう、留意する必要がある （注）「企業分野の保険契約」とは、V-4-4(1)において、保険契約者及び被保険者が事業者の保険契約を指す。ただし、事業活動に起因して生じた損害をてん補する第二分野の保険においては、被保険者が当該保険契約者の役職員である場合を含む。なお、当面の間 ⁸² 、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）及び地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）に

⁷⁵ 現行の監督指針上、保険仲立人は、保険契約の締結の媒介に関する手数料の全額を保険会社等に請求し、顧客に請求してはならないとされているが（V-4-4-(1)）、保険仲立人は本来、顧客から委託を受けて、その顧客のために保険契約の締結の媒介を行う者であるところ、その対価を顧客から受け取るとは認められるべきであり、保険仲立人が保険会社だけでなく顧客からも手数料を受領できるように見直すべきであるとの指摘がされていた（WG 報告書 12 頁）。

⁷⁶ なお、前述した改正監督指針Ⅱ-4-2-12の体制整備義務について、保険仲立人は対象とされてはいないものの、保険仲立人においても、必要に応じてそれぞれに準じた適切な措置を講じることが求められる（改正監督指針 V-5-6 参照、パブコメ No.52）。

⁷⁷ 「手数料等」とは、V-4-1(1)①で定義されているとおり、「保険契約の締結の媒介に関する手数料、報酬その他の対価」を指す（パブコメ No.388 及び 391）。

⁷⁸ V-4-4(1)は、再保険契約の締結の媒介に係る手数料等の請求には、適用しないこととされている。再保険契約の締結の媒介に関しては、外国の再保険会社との契約も想定されるところ、その商慣習は各国によって異なるものと考えられるため、再保険契約の手数料等の請求方法については、特段の規制を設けないこととされたものである（パブコメ No.389）。

⁷⁹ WG 報告書において、「一定の顧客保護の措置を講じたとしても、個人顧客との間には情報の非対称性等から生じる交渉力の優位性が総じて残りやすいことを踏まえると、顧客からも手数料を受領できるように見直しを行うのは、まずは企業向け保険のみを対象とすることが適切である」とされたことから、当面の間は、企業分野の保険に限定する取扱いとされている。今後、企業分野の保険において、顧客から手数料等を受領する方式が十分に定着した段階において、個人顧客との間の情報の非対称性等の状況等を踏まえて、検討を進めることが想定されている（パブコメ No.401）。

⁸⁰ 保険仲立人が顧客に請求する媒介手数料は、保険料に該当しないため、媒介手数料が代理店手数料より安いものだとした場合、直ちに特別利益の提供（保険業法第 300 条第 1 項第 5 号）に該当しないとされている。ただし、保険仲立人が、顧客に対して媒介に係るコストを不当に下回る媒介手数料を請求することや、顧客に請求する媒介手数料を大幅に値引く行為などは、不当な競争を招くおそれが生じ、ひいては、健全な競争環境の実現を阻害し得るものであるため、差し控えるべき行為とされている（パブコメ No.409）。

⁸¹ 現時点においては、保険仲立人が顧客から媒介手数料を受領する場合も、特定契約比率規制の対象になるとされている（パブコメ No.418）。

⁸² 今後、顧客から手数料を受領する方式が定着し、保険仲立人を利用する需要が高まってきた場合には、自賠責保険や地震保険に関しても、可能性として排除されるものではないため、「当面の間」との記載にされている。もっとも、現行の自動車損害賠償保障法及び地震保険に関する法律においては、保険仲立人が顧客から手数料を受領する場合を前提としていないことや、仲立人が自賠責保険や地震保険を取り扱う場合であってもノーロス・ノープロフィットの原則（自動車損害賠償保障法第 25 条・地震保険に関する法律第 5 条）を維持する必要があることを踏まえると、その観点からの整理が必要であるとされている（パブコメ No.429）。

	基づく保険契約を除く ア. 保険会社等にのみ手数料等を請求する場合 (ア) 保険仲立人は、顧客の求めに応じて、顧客に対して、当該保険契約の引受保険会社等から受領する手数料等の金額又は保険料に占める割合を開示しているか (イ) 保険仲立人は、顧客に対して、当該保険仲立人と保険会社等又は保険持株会社との間で人的・資本的関係又は利害関係⁸³がある場合には、その旨をあらかじめ開示しているか⁸⁴ イ. 顧客及び保険会社等の双方に手数料等を請求する場合 保険仲立人は、ア. (ア) 及び (イ) に加えて、顧客が保険会社に対して支払う保険料を適切な水準にする観点から、以下の事項を遵守しているか (ア) 媒介業務に係る契約の締結前に、顧客に対し、顧客及び保険会社等の双方に手数料等を請求することを説明しているか⁸⁵ (イ) 保険会社において保険料を決定する前に、保険会社等に対しても、適切な方法⁸⁶により顧客から受領する手数料等の金額⁸⁷を開示しているか⁸⁸ ② 企業分野以外の保険契約の締結の媒介に係る手数料等の請求 個人顧客との間には情報の非対称性等から生じる交渉力の優位性が総じて残りやすいことを踏まえ、当面の間、上記①の手数料等の請求方法については、企業分野の保険契約のみを対象とし、これ以外の保険契約については、保険仲立人は、手数料等を、保険会社等に請求するものとする
--	--

⁸³ 「人的・資本的関係又は利害関係」は、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるが、例えば、保険会社又は保険持株会社との間で出向者が存在する場合、保険会社又は保険持株会社から出資を受けている場合、保険会社又は保険持株会社から広告出稿料等を受け取っているといったような取引関係がある場合には、顧客に対して開示することが必要とされている（パプコメ No.442 乃至 444）。また、間接的な出資関係にある保険会社等や保険持株会社との関係についても、例えば、保険仲立人の誠実義務や独立性に懸念が生じる場合には、顧客に開示すべきとされている（パプコメ No.443）。

⁸⁴ 保険仲立人は、顧客から委託を受ける立場にあるため、保険会社等又は保険持株会社との間において人的・資本的関係がある場合には、利益相反が生じることのないよう、顧客に対してその旨を事前に説明することにより、保険仲立人が保険会社から独立性を担保することを目的としたものとされている（パプコメ No.440 及び 445）。

⁸⁵ 顧客との間で結ぶ媒介委託契約の締結前を指しており、また、顧客に対しては、正確に保険仲立人の手数料等の請求方法を伝達する観点から、書面等で説明する必要があるとされている（パプコメ No.450）。

⁸⁶ 保険会社が、保険仲立人の手数料額を明確に認識する方法で行う必要があり、例えば、保険仲立人が顧客から受け取る媒介にかかる手数料額について文書にて通知すること等が考えられるとされている（パプコメ No.452）。

⁸⁷ 保険会社において保険料を決定する前に保険会社等に対して顧客から受領する手数料等の正確な金額を開示することが困難な場合には、保険会社と協議の上、例えば、具体的な手数料等の計算方法を伝える必要があるとされている（パプコメ No.451）。

⁸⁸ 顧客及び保険会社等の双方から手数料を受領する場合、保険会社等に手数料等の金額を開示することは、顧客が保険会社に対して支払う保険料水準を適切なものとするに資するため、必要な措置とされている。その上で、保険会社に顧客から受領する手数料等の開示を行う際には、顧客の同意を得る必要があるため、顧客及び保険会社の双方から手数料を受領する場合には、顧客の同意を得た上で手数料等を保険会社に開示することが必要であるとされている（パプコメ No.454）。

手数料等以外に受領するサービスの対価（改正監督指針Ⅴ－４－４(2)）	・ 保険仲立人は、上記手数料等とは別に顧客のために行ったサービス ⁸⁹ の対価 ⁹⁰ については、顧客がその支払いを事前に承諾している場合には、これを受け取ることができるが、この場合、保険仲立人が、当該サービスの提供前に書面その他適切な方法によりその明細を顧客に開示しているか
------------------------------------	--

5. 今後検討が想定される論点

本稿で解説した体制整備義務については、いずれも損害保険代理店を対象とするものであるところ、保険業法の一部を改正する法律案説明資料 1-2 頁によれば、生命保険代理店に対しても、政令において同様の措置を規定する予定とされており、今後の動向に注視を要する。

特定契約比率規制の見直しについては、報告書等では、損害保険会社の保険代理店である一方、顧客企業と人的・資本的に密接な関係を有しており、その立場が不明確である等の企業内代理店の構造的な問題が指摘され、3 年程度の準備期間をおいた上で規制の見直し⁹¹が必要と提言されているところ（WG 報告書 17 頁）、本改正及び改正監督指針には盛り込まれなかった。これらの事項についての改正内容・時期は未定であり今後も改正の動向に注視を要する。

⁸⁹ ここで想定する「サービス」とは、例えば、保険契約の媒介行為を行わずに、顧客企業のリスクコンサル業務のみを提供する場合が考えられるとされている（バブコメ No.465）。

⁹⁰ 保険契約の締結の媒介とリスクマネジメント関連のサービスが一体化している場合には、Ⅴ－４－４(1)における手数料等として取扱うべきとされている（バブコメ No.464）。

⁹¹ ①特定契約比率の計算対象となる保険種目を自動車保険、火災保険、傷害保険のみに限定する経過措置を撤廃し、特定契約の範囲を拡大すること、②現行規制上、当該代理店への出資比率が 30%を超える者及び当該代理店と役職員の兼務関係（非常勤、出向、出身者を含む）がある法人等にとどまっている特定者の範囲を親会社の「連結の範囲」に含まれる企業まで拡大すること等が提言されている（WG 報告書 17 頁）。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com